

第108回接続委員会 議事概要

日時 平成20年3月21日(金) 10:00~12:00
場所 第三特別会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
藤原委員、森川委員
総務省 武内電気通信事業部長、谷脇事業政策課長、
古市料金サービス課長、
村松料金サービス課企画官、
飯村料金サービス課課長補佐、
事務局

【議事要旨】

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について（答申（案））

- 事務局より、前回の接続委員会で各委員から指摘のあった点を踏まえた答申（案）の修正箇所について説明が行われた後、審議が行われた。
- 審議の結果、修正後の答申（案）をもって電気通信事業部会に報告することとされた。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について（報告書（案））

- 事務局より、前回の接続委員会で各委員から指摘のあった点を踏まえた答申（案）の修正箇所について説明が行われた後、審議が行われた。
- 審議の結果、修正後の報告書（案）をもって電気通信事業部会に報告することとされた。

【主な発言等】

相田委員：当方の前回の接続委員会で指摘は反映されている。Bフレッツに係る機能を接続料化する案に関する記載と収容局接続の推進に関する記載については、もう少し積極的に推進していく旨の記載を期待していたが、結論としては妥当なところ。

加入光ファイバに係る接続料について、可及的速やかに補正申請を求める

とあるが、それなりの根拠をもって接続料を再算定するのであれば、時間を要することになるのではないか。

総務省：加入光ファイバに係る接続料の改定の関係については、この趣旨で答申をいただいたとすれば、NTT東西に補正申請を求めて、パブリックコメント等の手続を経てしっかり議論いただくことになると思う。その過程で考え方のチェックを行う考え。

藤原委員：当該補正申請については、別途、パブリックコメントを実施し、改めて接続委員会及び審議会で審議を行うという理解で良いか。

総務省：御指摘のとおり。

藤原委員：NGNの答申（案）では、三つの考え方の方向性を示し、パブリックコメントを実施したが、結果的に加入光ファイバの接続料そのものの低廉化を求めることとしている。ただ、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定に関する問題の「代替的措置」として加入光ファイバの接続料の低廉化を求めるのであれば、大幅な接続料の低廉化が必要ではないか。低廉化の水準がどの程度であるかは把握しているのか。

総務省：低廉化の水準はNTT東西の申請により明らかになるので、現時点では低廉化の水準は把握していない。なお、NGNの答申（案）では、OSUを共用する案については、すべて見送りというわけではなく、競争事業者間でのOSUの共用については、引き続き積極的に推進するとともに、一方で加入光ファイバの接続料水準の低廉化を図ることで、FTTHアクセスサービスの提供コストの低減による競争の活性化を期待している。

藤原委員：OSUの共用に関しては、競争事業者間での共用は既に関験が行われている。競争事業者が求めているのは、NTT東西を含んだ形でのOSU共用であり、競争事業者間でのOSU共用の推進だけでは実効性がないのではないか。

総務省：OSUの共用実験はある程度進んでいるが、競争事業者の意向を踏まえ、答申（案）では「NTT東西においては、競争事業者間の検討の場への参加など、当該事業者間におけるOSU共用の実現に向けた可能な協力を努めることが必要である。」という記載を追加した。

酒井主査代理：NGNの答申（案）の48ページ③において、「競争事業者間におけるOSU共用の取組の積極的な推進」とあるが、主体は総務省という理解で良いか。

総務省：NTT東西がこの検討の場への参加や検証に必要な協力を努めていくという趣旨。

藤原委員：NTT東西に対してOSU共用を義務付けないまでも、可能な限りの協力を求めるのであれば、NGNの答申（案）48ページの③において、「競

争事業者間におけるOSU共用の取組」とある箇所から「競争」を削除した方が良いのではないか。

酒井主査代理：当面の間はNTT東西がOSU共用に参加せず、競争事業者＝NTT東西以外の他事業者ということになるのであれば、このままの表現で良いのではないか。

東海主査：当該箇所では「競争」を削除してしまうと、かえって本来の趣旨を損なってしまうのではないか。

相田委員：NTT東西がOSU共用そのものには加わらないとしても、協議の場に加わるべきというのであれば、「競争」という文字を削除した方が良いかもしれない。

森川委員：NGNの答申（案）51ページの最後の段落において、競争事業者間での共用ということで明確に示されているので、趣旨はそこで含まれるのではないか。

相田委員：NGNの答申（案）48ページに「競争事業者間におけるOSU共用の取組の積極的な推進」とあるが、「競争事業者における」という箇所が、どこまでにかかっているのかが分かりにくい。

東海主査：ここでの競争事業者はNTT東西を除いた事業者を意図しているか。

総務省：OSU共用の主体としての競争事業者間を意味している。

東海主査：平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料でのかい離額調整制度は、数字の調整という意味では、実績原価方式での事後精算制度に似ている。かい離額調整制度は過去の実態を踏まえながらも、新しい年度に対する接続料を修正するものであり、後に遡及する事後精算制度とは異なる制度であると理解して良いか。

総務省：御指摘のとおり。事後精算制度は遡及して算定期間中の精算を行う制度であり、かい離額調整制度は算定期間終了後の期間に対してかい離額を加算するものである。

東海主査：将来原価方式におけるかい離額調整制度が接続料規則第3条の許可を受けることとなることはこの問題に限定されたことと理解してよいか。また、3年の算定期間に限ったものと考えて良いか。

総務省：御指摘のとおり。原則としてかい離額調整制度は認められないが、今回は政策的に需要の見直しを求めることに伴い、3年の期間に限り、特例的に認めるというもの。

相田委員：そもそもこのやり方がベストであるかどうかについて議論が必要ではないか。LRIC方式では毎年接続料を改定している。将来原価方式と毎年の接続料の改定とは相容れないと思うが、他の算定方式とも比較した上でベストであるか否かを考えておくことも必要なのではないか。

総務省：かい離額調整制度での調整の方法には色々なバリエーションがあると思うが、今回の算定期間は3年と短く、かい離額を1年間の実績を踏まえて確定した上で調整をするとなると、算定期間がすぐに終わってしまう。接続料や制度の安定性を考慮すると、3年という算定期間の中では、今回の調整方法も妥当ではないかと思う。

藤原委員：加入光ファイバの接続料の低廉化が競争状況に与える影響が見通せるのであれば良いが、NGNの答申（案）で触れられていないのが気になる。

総務省：ADSLの需要の伸びを参考にすることについては、競争の進展を考慮した指標として妥当ではないかと考えている。

東海主査：NGNの答申（案）49ページ及び50ページあたりの書きぶりに関して、加入光ファイバの接続料の低廉化による効果を見定めなければならないという点は、藤原委員の御指摘のとおりではないか。

森川委員：ダイヤルアップ接続からADSLへの飛躍は大きかった。ADSLからFTTHへのマイグレーションはユーザから見るとそれほどの飛躍がないのではないか。そういった意味では過去のことが参考にならず非常に難しい。

東海主査：ADSLの動向だけが分析の指標ではないと思う。今回、NGNの接続ルールについて答申が整理されたとしても、全体をしっかりと見通すことは重要であり、逐次見直しをしていかなければいけないということだろう。

東海主査：特に意見がないようであるので、NGNの答申（案）及び加入光ファイバの接続料に関する報告書（案）を当委員会の検討結果として事業部会には報告させていただく。

以上